

○財務省告示第三百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第十回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び「利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者」・第II非価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 利回り競争入札発行 各申込みのうち応募額を順次低いものからその応募額を順次低い

十 一 発

十 二 行 行

十 三 行 行

十 四 行 行

十 五 行 行

十 六 行 行

十 七 行 行

十 八 行 行

十 九 行 行

二 十 行 行

發 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

行 行 日

平成二十九年十一月三十日

額面金額百円につき九十六円六

十銭

年〇・九パーセント

募入決定の通知を受けた者は、

払込金額に追加の第二号に規

り算出した金額を第二号に規

定する期日に払い込むものとす

る。

平成三十年三月二十日を支払期

とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、

次号及び第十六号において規定

する期日について同じ。）。

額面金額 $\frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六ヶ月間に属す

利子を支払う。

平成六十九年三月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年十一月三十日

払込期日

者入札参加

元場所支

償還金額

償還期限

第二期以

後の利息

第二期以

償還金額

償還期限